

下水道使用料に係る減免の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市下水道条例（昭和52年蒲郡市条例第10号）第27条の規定に基づき、下水道使用料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(減免対象者)

第2条 下水道使用料の減免対象者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている者（以下「生活扶助者」という。）とする。

(減免基準)

第3条 前条の規定に該当する生活扶助者の下水道使用料は、基本使用料の2分の1及び1カ月につき10立方メートルまでの従量使用料の2分の1を減免する。

(減免の申請)

第4条 生活扶助者が、下水道使用料の減免を受けようとする場合は、使用料減免申請書（以下「申請書」という。）及び生活扶助を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(減免適用期間)

第5条 減免適用期間は、前条の申請書を受理した日の属する検針月（蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号）第21条第1項の規定をいう。）から、減免に該当しなくなった日の属する検針月までの期間とする。ただし、申請書を受理した日又は減免に該当しなくなった日が、検針月に基づく下水道使用料を算定する日以降のときは、次の検針月から減免措置を適用又は取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の下水道使用料に係る減免の取扱要綱（平成13年11月1日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の下水道使用料に係る減免の取扱要綱の規定による諸様式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

使用料減免申請書

年 月 日

蒲郡市長様

住所

申請者

氏名

蒲郡市下水道条例第27条の規定により次のとおり申請します。

使用者名			
使用場所		お客様番号	栓番
減免期間	申請時から生活扶助廃止までの期間		
申請理由	年 月 日より生活保護法第11条第1項第1号の規定により生活扶助の適用中のため。		
適用区分	下水道使用料に係る減免の取扱要綱第3条の規定の減免を適用する。		
備考			

使用料・占用料減免決定通知書

年 月 日

住 所

氏 名

蒲 郡 市 長

年 月 日の申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

使 用 場 所	蒲郡市
減 免 内 容	申請時（ 年 月分）から生活扶助廃止まで下水道使用料の、基本料金の2分の1及び1カ月につき10立方メートルまでの従量使用料の2分の1を減免する。
適 用 区 分	下水道使用料に係る減免取扱要綱第3条の規定の減免を適用する。